

# 第31回 全国クレサラ・ヤミ金 被害者交流集会



in 愛媛

つながろう  
そして  
つなげよう明日へ

～改正貸金業法完全施行後の現状と今後の課題～

## 大会参加並びにご宿泊 その他お申し込みのご案内

### 2011年11月26日(土)・27日(日)

大会ホームページ <http://www.cresala31st.com/>

**会場** 愛媛大学城北キャンパス (松山市文京町3番)  
ホテル奥道後 (松山市末町267)

主催 全国クレジット・サラ金問題対策協議会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、  
第31回全国集会 現地実行委員会

分科会共催 松山市

後援 内閣府、総務省、金融庁、消費者庁、愛媛大学、愛媛県、松山市、東湯市、伊予市、松前町、  
砥部町、久万高原町、四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、上島町、大洲市、八幡浜市、  
西予市、宇和島市、内子町、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町、高松市、坂出市、善通寺市、  
三豊市、観音寺市、東かがわ市、小豆島町、土庄町、直島町、三木町、綾川町、多度津町、  
琴平町、まんのう町、日本弁護士連合会、愛媛弁護士会、日本司法書士会連合会、  
愛媛県司法書士会、法テラス愛媛、愛媛新聞社、朝日新聞松山総局、毎日新聞松山支局、  
読売新聞松山支局、産経新聞松山支局、NHK松山放送局、南海放送、テレビ愛媛、  
あいテレビ、愛媛朝日テレビ

協賛 愛媛県労働者福祉協議会

(2011年8月18日現在)

お問い合わせ  
申込書送付先

(株)JTB中国四国松山支店

『第31回 全国クレサラ・ヤミ金  
被害者交流集会 in 愛媛』係

〒790-0003

愛媛県松山市三番町4-12-10

TEL: 089-943-3321

FAX: 089-934-6626

(9:30~17:30/土日祝休)

担当: 松本・仙波

実行委員会事務局 NPO法人松山たちばなの会 愛媛県松山市立花一丁目10-7 TEL/FAX(089-943-2525)

# クレサラ被害者交流集会 in 愛媛のご案内

第31回全国クレサラ・ヤミ金 被害者交流集会実行委員会  
委員長 野 垣 康 之

3月11日、東日本大震災が発生し、多数の人命が失われました。被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに被災地の一日も早い復旧・復興を願わずにはおられません。

東日本大震災によって、多くの方々が家・仕事を失いましたが、クレサラ対協の方々がこれまでの多重債務者救済や反貧困運動で蓄積してきたノウハウを生かして被災各地で被災者救済に行動しました。今後とも息の長い救済活動が必要になってきますが、皆で力を合わせていきたいと思えます。集会でも被災者の体験談をふまえて宇都宮健児さんにまとめていただきます。

今回の集会のテーマは「つながろう そしてつなげよう 明日へ」～改正貸金業法完全施行後の現状と今後の課題～に決まりました。改正貸金業法完全施行について現状を検証し今後を展望しながら東日本大震災に対しても皆の強い絆で乗り切っていこうというものです。

今回は分科会を前半と後半に分け、前半は現在問題となっている7つの課題について講演をしていただき、後半は19の分科会に分かれてそれぞれ突っ込んだ検討を行おうというものです。従来の参加者から「複数の分科会に参加して勉強したい」との要望がありましたが、分科会を前半と後半に分けることによってそのような要望にも適うようになりました。

記念講演は、ここ数年のクレサラ運動を理論的に支えてこられた柴田武男教授に改正貸金業法完全施行後の現状と今後の展望を話していただきます。

交流集会後の12月からはNHKで「坂の上の雲 第三部」が放映されます。松山は坂の上の雲の主人公「秋山好古」「秋山真之」「正岡子規」の出身地ですが、集会の後は坂の上の雲ゆかりの観光地にも足を運んで鋭気をやしなっただけたらと思っています。

ようおいでなもし松山へ。実行委員会のメンバーが皆さんをお待ちしてます。松山は俳句の街ですので、歓迎の俳句を一句「秋愛媛 クレサラの志士 集い来る」

※表紙の「坊ちゃんとゆかいな仲間たち」はクレサラ対協の幹事の方の似顔絵になっています。どなたか誰かおわかりになりますか。

# 第31回全国クレサラ・ヤミ金 被害者交流集会 in 愛媛

『つながろう そしてつなげよう 明日へ』

～改正貸金業法完全施行後の現状と今後の課題～

## 集会概要

日時 2011年(平成23年) 11月26日(土)～27日(日)  
場所 愛媛大学(分科会) ホテル奥道後(全体会)

### 1日目

12:00～13:00 受付(愛媛大学)  
13:00～14:20 分科会(前半の部)  
14:40～17:30 分科会(後半の部)  
※詳細は分科会一覧表をご覧ください。  
19:00～21:00 懇親会(ホテル奥道後)

### 2日目

8:30～9:00 受付(ホテル奥道後)  
9:00～9:50 全体会  
9:50～10:50 講演「貸金業法の改正が日本社会にもたらす  
ものとは」  
～われわれの責任と希望を語る～  
講師「柴田武男(聖学院大学教授)」  
11:00～12:00 「震災からみえてきたもの」  
東日本大震災被災者体験報告と宇都宮健児  
(日弁連会長)によるまとめ  
12:00～13:00 全体会(まとめ)

# 分科会一覽表

- [前半の分科会] - 13:00~14:20

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
前半-1	震災を考える市民フォーラム	原発、二重ローンなど震災からみえてくるものを愛媛県のご出身で現在日弁連会長の宇都宮健児弁護士に語っていただきます。	現地実行委員会他
前半-2	いきるを支える～精神保健と社会的取り組み、相談窓口連携の構築に向けて～	警察庁の発表で自殺者数の最も多いのは「無職者」です。自殺の職業別で注意すべき点として、「無職者」→「貧困」→「自殺」と自殺原因を単純化してしまうことで、自殺の実態を捉えにくくしてしまいます。再度、自殺がどのようにして起こるのか自殺既遂事例の分析に基づいた自殺の実態の基礎を学びたいと思います。	「いきるを支える」実行委員会
前半-3	民法（債権法）改正と保証人保護	法制審議会では民法（債権法）改正が検討されており、保証もその審議対象となっております。法制審委員であられる山野目章夫教授に法制審議会における保証をめぐる審議の状況をご報告いただき、また保証人保護のための保証制度のあり方について講演していただきます。	保証被害対策全国会議
前半-4	生活保護利用者200万人時代の声を聞け！～当事者による運動を進めるために～	生活保護制度は、利用者が200万人を超えた今、セーフティネットとしての存在意義が増す一方で、国や地方は制度改悪の動きを強めています。また、受給後も利用者は謂われのない中傷や福祉事務所の締め付け・切り捨てなどの硫酸馬作戦に苦しめられています。これまで、生活再建のために申請同行を中心に支援の取組が進められてきましたが、生活保護受給後の問題について、一緒に考えませんか。そして、被害者が立ち上がり金利引き下げを実現したクレサラ運動に習い、生活保護利用当事者を巻き込んだ改善運動の可能性を探りたいと思います。	生活保護問題対策全国会議
前半-5	非正規労働者をなくす方法	一派遣・有期雇用はなぜ問題なのか。正社員に関係はあるのか（報告中心）東日本大震災後「雇止め（解雇）」や危険業務への就労など、派遣や非正規で働く人たちにとって正規労働者に見られない不利益な実態が明らかになっています。非正規労働者をなくすために制度をどうつくるのか。労働組合はどう関わるのか等、市民みんなの問題として考えましょう。	非正規労働者の権利実現全国会議
前半-6	なくそう子どもの貧困 -日本版「子ども貧困法」の制定に向けて	分科会では、昨年の日弁連人権擁護大会の成果もふまえ、子どもの貧困の問題点を改めて明らかにするとともに、昨年の3月に成立したイギリスの「子ども貧困法」の教訓と課題について認識を深めることで、子どもの貧困根絶に向けた社会的合意作りと、人々の連携に向けた大きな運動を作り出すきっかけにしたいと思えます。	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会他
前半-7	韓国での依存症回復に向けての取り組み	韓国では国を挙げて依存症回復に向けての取り組みがなされています。韓国に行かれて回復施設などを視察されてきた大谷大学、滝口直子先生に講演していただきます。	依存症問題対策全国会議・国際交流部会

- [後半の分科会] - 14:40~17:30

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
後半-1	震災・原発・二重ローン等、震災から見えてくるもの	震災地域からの現状と問題点をご報告していただき、私たちがなすべきことを議論していきます。	現地実行委員会他
後半-2	いきるを支える～精神保健と社会的取り組み、相談窓口連携の構築に向けて～	相談者の話しを「傾聴」するとは、どういうことなのか？相談窓口のつながりの中から、相談者に起こり得る心の動きとは？「気付き」→「つなぎ」→「見守る」という流れの中で、「自殺対策」の本質を参加者のみな様と共に探りたいと思います。	「いきるを支える」実行委員会
後半-3	なくせ！連帯保証～保証人被害を生まない民法改正を目指して～	昨年高金利引き下げ・過剰融資規制等を定めた改正貸金業法が完全施行され、多重債務対策は大きく前進しました。しかしながら多重債務や自殺の原因とされる保証（連帯保証・根保証）の規制は極めて不十分であり、残された課題となっています。現在法制審で民法改正が審議中であり、保証制度も改正の対象となっています。本分科会では被害実態を報告していただき、保証制度の問題点を明らかにしながら、保証制度のあり方と今後の運動について考えます。	保証被害対策全国会議
後半-4	みんなで実現しよう。セーフティネット貸付 -改正貸金業法完全施行1年を経たセーフティネット貸付の現状と課題-	2009年10月の生活福祉資金貸付制度の改正以来、2年が経過しましたが、改正の際に期待された同制度は、再び機能不全に陥っています。各地の取り組みも依然として、公的な支援は少なく、孤軍奮闘の感を否めません。2009年10月に、緊急雇用対策として設けられた「総合支援資金」の運用も一段落し、当時の状況とは異なっています。改正貸金業法の完全施行から1年を経て、また、東日本大震災後の状況、さらにはパーソナルサポート事業や絆事業といった地域社会における民間ネットワークやNPOなどの社会資源との連携が模索されている今、あらためてセーフティネット貸付とは何か、について参加者の皆さんと認識を共有しつつ、めざすべき方向性について考え、運動の力にしたいと思えます。	セーフティネット貸付実現全国会議
後半-5	非正規労働者をなくす方法	一派遣・有期雇用はなぜ問題なのか。正社員に関係はあるのか（議論中心）東日本大震災後「雇止め（解雇）」や危険業務への就労など、派遣や非正規で働く人たちにとって正規労働者に見られない不利益な実態が明らかになっています。非正規労働者をなくすために制度をどうつくるのか。労働組合はどう関わるのか等、市民みんなの問題として考えましょう。	非正規労働者の権利実現全国会議
後半-6	皆で語ろう「女性の貧困」	女性の貧困は、さまざまな制度的欠陥によって生み出されているにもかかわらず、この問題に対する社会的関心は極めて不十分です。本分科会では、そのような問題意識の下に、女性の貧困は何が問題なのか、その根絶のために何をすべきかについて、対話形式を用いて語り合いたいと思います。	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会他

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
後半-7	ギャンブル依存を考える	クレ・サラ被害者の会に寄せられる相談の内、2〜3割が依存症関連になってきています。依存症の回復に向けて当事者、家族、相談員が学ぶべきことと、社会に対して発信すべきことは何かを学習、討論していきます。	依存症問題対策全国会議・国際交流部会
後半-8	過払い逃れを許さない 武富士と武井一家の責任を徹底追及しよう！	昨年10月に会社更生法の手続が開始された武富士。創業者武井保雄氏の長男俊樹氏に税金2000億円が還付されるなど武井一家には莫大な資産があります。もとをただせばこの資産は借主から絞り上げた高金利。一方で会社更生により過払いを踏み倒しながら、他方で高金利をかき集めて築き上げた莫大な資産を創業家が温存するのではあまりに不正義です。こうした不正義をただすため、武井一家と武富士の取締役に對し責任を追及する訴訟がいくつかあります。また、会社更生についても公明正大な手続を求めて全国の同志が闘っています。現状を把握し情報を交換して知恵を集めましょう。強欲資本家、武井一家の逃げ得を許さないために。	武富士の責任を追及する全国会議
後半-9	クレ・サラ被害者同士の交流	多重債務者の原因は生活苦、低所得、病気、医療費、教育費、失業、給料・残業代のカット等が大半を占めています。「借金しているのは恥ずかしい」「返せない自分が悪い」と思いこみ、家族・友人にも相談できず一人での悩み、過払いである事さえ知らないで、死ぬしかないまで追い込まれています。この分科会では同じ悩みを持った仲間同士で借金の苦しみ・悩みなどを話し合います。真面目に働いても食べられない社会、多重債務の根本的原因が貧困にあること、貧困をなくしていかなければ多重債務問題の解決がないことを見えてくると思います。	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
後半-10	クレ・サラ被害者の会・相談員交流	相談員は被害者と共に闘い、被害者を支援する、なくてはならない存在です。この分科会では、日々の相談活動の中での悩みや苦しみ、喜びや楽しみをともに分かち合いたいと思います。被害者の目線ですぐに丁寧に相談できる被害者の会らしい相談のあり方、相談員として心がけていること、「被連協・相談マニュアル」「ヤミ金対策マニュアル」に基づく相談などなど、相談員の悩みもふくめてじっくりと話し合い、心にうるおいを取り戻し、また明日からの元気な活動に活かします。	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会
後半-11	ヤミ金融・システム金融を撲滅するために	改正貸金業法完全施行から1年、ヤミ金融問題の状況はどうであるのか、今後の課題は何かを討議します。今年も、「全国ヤミ金融対策会議」と「手形・小切手ヤミ金（システム金融）対策全国会議」と合同で分科会を行います。	全国ヤミ金融対策会議・手形・小切手ヤミ金（システム金融）対策全国会議
後半-12	生活再建のための特定調停利用について～震災被災者が生活再建をするために～	震災被災者の銀行ローンの解決のために、債務免除とともに、調停、ADRの利用が検討されています。被災債務者と金融機関との間の調整機関として、調停の利用が増えることが予想され、本分科会では震災時における、調停利用法及び17条決定の片面的拘束性についても検討します。また、各地の調停17条決定錯誤無効訴訟について対応を考えます。	全国クレサラ・商工ローン調停対策会議
後半-13	自治体の徴収・収納部門による多重債務者の掘り起こしから生活再建へ	近時、自治体において、徴収・収納事務の効率化が叫ばれ、容赦のない徴収や、徴収・収納事務の外部委託がもてはやされる傾向にあります。そこには血の通った自治体というものを感じられませんが、これに対し、自治体の徴収・収納部門による多重債務者の掘り起こしから生活再建を図り、住民生活の安寧を目指す力強い動きもあります。当分科会では、この動きを先導しておられる方々をお呼びしてご議論いただき、これが自治体収納業務の標準となるよう、全国に発信したいと思っております。	行政の多重債務対策の充実を求める全国会議
後半-14	ホームレス法的支援入門と各地の支援の情報交換	「ホームレス」と呼ばれる人たちは究極の貧困状態での生活を余儀なくされています。しかし、生活保護の相談や多重債務の処理など私たちにできることは少なくありません。ホームレス支援に取り組む法律家やクレサラ被害者の会が各地で増えてきています。私たちに何ができるのか、ともに学ぶとともに、各地の支援についての情報を交換しましょう。	ホームレス法的支援者交流会
後半-15	クレサラ裁判実務の諸問題	裁判実務において、未だ混迷している諸問題につき、利息制限法の原点と基礎に立ち返って検討します。	43条対策会議
後半-16	①今日のクレジット被害の傾向と対策 ②地方消費者行政の充実に向けて	第1部では、出会い系サイトやカード現金化など、最近のクレジット被害の状況について確認した上、その対応策を議論します。第2部では、地方消費者行政の充実強化に向けて、国の施策の状況などを踏まえつつ、各地での取組についての情報交換や今後の対応についての議論を行います。	クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議
後半-17	上限金利はどうあるべきか？～利息制限法の上限金利の引き下げで3Kから3Tへの転換を！	利息制限法の問題は高金利だけでなく、金額、量的規制の問題でもあり、多重債務と同時に過重債務の問題でもあります。サラ金問題は「高金利」「過剰貸付」「過酷な取り立て」の3Kですが、私たちは「低金利」「適切な貸付金額」「丁寧な返済相談」という3Tを目指しています。そして、私たちは、この3Kから3Tへの転換の一つの重要な要素が、利息制限法の上限金利の引き下げであると考えています。	利息制限法金利引下実現全国会議
後半-18	司法書士の観点から見る昨今の貸金業者の組織再編	昨今、貸金業者の組織再編が多く行われるようになってきました。一部貸金業者からは生き残りをかけ、この組織再編による過払金返還逃れを画策しております。普段、登記業務を通じて組織再編について関与してきている司法書士により、実際の事例をもとに貸金業者の組織再編について、問題点を抽出しながら過払債権者保護の観点から考察してみたいと思います。	全国青年司法書士協議会 消費者問題対策委員会
後半-19	債権譲渡とサービサー	貸金業界が縮小再編される中、不良債権や廃業した業者の債権が貸金業者などに債権譲渡されています。多くの過払金が廃業や債権譲渡の中で置き捨てられたり、サービサーではない金融業者が債権回収にあたり問題だらけの債権譲渡を理論と実践の両面で考えてみましょう。	高松あすなろの会

## 《申込みから各種参加証お受け取りまでのご案内》

- ① 参加を希望される方は、別紙申込書に必要事項を全てご記入の上、**9月30日(金)**までに、JTB中国四国松山支店へ、FAXまたは郵送にてお申込みください。お電話による申込みは一切お受けできませんのでご了承ください。
- ② 申込み受付後、「集会参加券」「分科会確認証」「ご請求書」及び「振込用紙」をお申込み頂いた代表者の方へお送りさせていただきます。(おおよそ10月中旬頃発送予定)
- ③ お送りした各種参加証等の内容をよくご確認の上、振込用紙をご利用になり、11月4日(金)までに、指定口座へ代金をお支払いください。(なお、大変恐縮ですが振込手数料は参加される方の自己負担にてお願い申し上げます。)

### I 集会参加について

- ・交流集会のみ参加(参加-1)  
一般参加者 2,000円 弁護士・司法書士 8,000円
- ・交流集会と懇親会参加(参加-2)  
一般参加者 8,000円 弁護士・司法書士 16,000円
- ・交流集会と懇親会と奥道後宿泊(参加-3)

※ホテル奥道後に宿泊をお申込のお客様は、下記 III ご宿泊のご案内及び次ページをご参照ください。

#### 【参加区分早見表】

	交 流 集 会	懇 親 会	宿 泊 (ホテル奥道後)
参 加 - 1	○	×	×
参 加 - 2	○	○	×
参 加 - 3	○	○	○

☆申込み区分は、上記の「参加-1」、「参加-2」、「参加-3」の区分となります。

※集会資料代を含みます。

※集会当日は、後日発送される「集会参加券」を受付にご提出願います。

※懇親会参加費及び集会参加費のご返金は致しかねますのでご了承ください。

※申込方法：申込書の「集会参加」欄の該当欄(参加-1、参加-2、参加-3)に○印をお願いします。(所属団体名もご記入願います。)

### II 分科会について

- ・1日目に開催される分科会のご希望をお聞かせ願います。従来とは異なり、分科会は前半と後半に分かれています。会場の都合上、ご希望通りの分科会にご参加できない場合もございますので、第2希望までご記入ください。

※申込方法：申込書の「分科会参加希望」欄にご希望の分科会番号をご記入願います。

(第1希望、第2希望までご記入願います。)

※ご参加頂く分科会は、後日郵送されます「分科会確認証」にてご確認ください。

### III ご宿泊のご案内

- ・26日のご宿泊代金には、懇親会費(飲物付)が含まれています。
- ・宿泊取扱期間：平成23年11月26日(土)
- ・ご案内するプランでご利用いただける宿泊は、「ホテル奥道後」のみとなっております。
- ・ご旅行(宿泊)代金は一泊一名様2食付(懇親会飲物付)の料金(バス・トイレ付)で、諸税・サービス料を含んでいます。(添乗員は同行しません。最少催行人員は1名様からとなります)
- ・ご旅行(宿泊)代金は次ページをご参照ください。
- ・尚、宿泊代金には交流集会参加費(一般参加者 2,000円、弁護士・司法書士 8,000円)は含まれておりませんのでご注意ください。ご請求額は交流集会参加費を加算した額となります。

## 『第31回全国クレサラ・ヤミ金 被害者交流集会 in 愛媛』 宿泊プラン、航空券+宿泊セットプランのご案内

### 宿泊プランのご案内(参加-3)

1. 宿泊設定日：2011年11月26日(土) ※これ以外の宿泊日のご希望も承ります。
2. 宿泊プラン料金：1泊2食付(税金・サービス料込) お一人様あたりの料金となります。  
(添乗員は同行しません。最少催行人員は1名様からとなります)  
11月25日(金)の宿泊は次ページ《基本パック利用ホテル部屋タイプとの宿泊差額代金》をご参照ください。
3. ご旅行代金は以下の一覧表をご参照ください。宿泊施設はホテル奥道後に限定しております。  
(宿泊施設でのチェックインはお客様各自となります)

施設名	お部屋タイプ	ご旅行代金	お申込記号
ホテル奥道後(本館)	ツインルーム	12,750円	A
	ツインルーム(シングルユース)	16,950円	B
	ツインルーム(トリプル利用)	12,750円	C
	デラックスツインルーム	15,900円	D
	デラックスツインルーム(シングルユース)	19,050円	E
	和洋室(4名定員) ※4名様でお申込下さい。	12,750円	F
	和室(4名定員) ※4名様でお申込下さい。	12,750円	G
	和室(6名定員) ※6名様でお申込下さい。	12,750円	H
ホテル奥道後(別館)	ツインルーム	11,700円	I
	ツイン(シングルユース)	14,850円	J

- 注) ①申し込みは、申込記号でご記入ください。  
 ②受付は先着順とし、ご希望のホテルが満員の場合は他の部屋タイプに変更させていただくこともございますのでご了承ください。  
 (必ず第2希望までご記入ください。)  
 ③設定日以外の宿泊も承ります。申込書備考欄に希望の宿泊日、部屋タイプをご記入ください。  
 ④航空機、JR等の交通機関のお手配も承ります。申込書備考欄にご記入ください。

### 航空+宿泊パックのご案内

今大会のために、特別運賃にて航空+宿泊パックを設定させていただきました。

航空券設定日：〈往路〉2011年11月25日(金)～11月26日(土)、〈復路〉2011年11月27日(日)

最少催行人員：各出発日・各便5名様

※最少催行人員に満たない場合は他の割引運賃または個人普通運賃にてご案内いたします。予めご了承ください。

なお、パック利用の場合、航空機のみのご依頼はお受けできません。

※各設定便ともに5名様以上のお申し込みがあった場合に限り、下記航空・宿泊パックが適用されます。

※各便ともに確保している座席(10席～30席)が満員になり次第締切とさせていただきます。

※ご案内する航空券は、各航空会社マイレージプログラムの積算対象外の運賃となりますことをご了承下さい。

### 【区間：羽田⇄松山】 基本パック代金：46,540円

※基本便(往路：11/26JAL1461、復路：11/27JAL1472)+基本部屋タイプ1泊(ホテル奥道後(別館)、ツイン)利用の場合

※上記の基本便・基本部屋タイプ(ホテル奥道後別館)以外をご利用の場合、基本パック代金に次ページの航空便差額代金と宿泊差額代金(25日から宿泊される場合は、25日宿泊代金)を加算してください。

記号	往路搭乗日	区間	便名	出発時間	到着時間	基本便との差額
あ	11月25日(金)	羽田空港 → 松山空港	ANA593	13:55	15:30	0円
い	11月25日(金)	羽田空港 → 松山空港	JAL1467	15:10	16:50	0円
う	11月25日(金)	羽田空港 → 松山空港	ANA595	17:15	18:40	0円
え	11月25日(金)	羽田空港 → 松山空港	JAL1469	17:30	19:10	0円
お	11月26日(土)	羽田空港 → 松山空港	ANA583	7:25	8:55	0円
か	11月26日(土)	羽田空港 → 松山空港	JAL1461	8:30	10:05	0円
き	11月26日(土)	羽田空港 → 松山空港	ANA585	9:45	11:20	+5,100円
く	11月26日(土)	羽田空港 → 松山空港	JAL1463	10:15	11:55	0円
記号	復路搭乗日	区間	便名	出発時間	到着時間	基本便との差額
ア	11月27日(日)	松山空港 → 羽田空港	ANA592	14:25	15:45	+4,000円
イ	11月27日(日)	松山空港 → 羽田空港	JAL1468	15:25	16:45	0円
ウ	11月27日(日)	松山空港 → 羽田空港	ANA596	16:15	17:40	+6,800円
エ	11月27日(日)	松山空港 → 羽田空港	JAL1472	17:40	19:00	0円
オ	11月27日(日)	松山空港 → 羽田空港	JAL1476	19:50	21:10	0円
カ	11月27日(日)	松山空港 → 羽田空港	ANA598	19:50	21:15	+4,800円

**【区間：伊丹⇄松山】 基本パック代金：40,700円**

※基本便(往路：11/26ANA443、復路：11/27ANA448)+基本部屋タイプ1泊(ホテル奥道後(別館)、ツイン)利用の場合

※上記の基本便・基本部屋タイプ(ホテル奥道後別館)以外をご利用の場合、基本パック代金に下記の航空便差額代金と宿泊差額代金(25日から宿泊される場合は、25日宿泊代金)を加算してください。

記号	往路搭乗日	区間	便名	出発時間	到着時間	基本便との差額
け	11月25日(金)	伊丹空港 ⇒ 松山空港	ANA1641	13:40	14:55	0円
こ	11月25日(金)	伊丹空港 ⇒ 松山空港	ANA1643	14:25	15:20	0円
さ	11月25日(金)	伊丹空港 ⇒ 松山空港	ANA1645	15:20	16:15	0円
し	11月25日(金)	伊丹空港 ⇒ 松山空港	ANA1647	16:20	17:25	+1,000円
す	11月25日(金)	伊丹空港 ⇒ 松山空港	ANA1649	18:00	18:55	+1,000円
せ	11月26日(土)	伊丹空港 ⇒ 松山空港	ANA1633	8:45	9:40	+1,000円
そ	11月26日(土)	伊丹空港 ⇒ 松山空港	ANA443	9:55	10:50	+1,000円
た	11月26日(土)	伊丹空港 ⇒ 松山空港	ANA1637	10:35	11:40	0円
記号	復路搭乗日	区間	便名	出発時間	到着時間	基本便との差額
キ	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 伊丹空港	ANA1642	13:40	14:30	0円
ク	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 伊丹空港	ANA1644	15:15	16:15	0円
ケ	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 伊丹空港	ANA1646	16:00	17:00	0円
コ	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 伊丹空港	ANA448	17:25	18:15	0円
サ	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 伊丹空港	ANA1648	17:55	18:55	+1,000円
シ	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 伊丹空港	ANA1650	19:25	20:25	+1,000円

**【区間：福岡⇄松山】 基本パック代金：49,900円**

※基本便(往路：11/26JAL3591、復路：11/27JAL3596)+基本部屋タイプ1泊(ホテル奥道後(別館)、ツイン)利用の場合

※上記の基本便・基本部屋タイプ(ホテル奥道後別館)以外をご利用の場合、基本パック代金に下記の航空便差額代金と宿泊差額代金(25日から宿泊される場合は、25日宿泊代金)を加算してください。

記号	往路搭乗日	区間	便名	出発時間	到着時間	基本便との差額
ち	11月26日(土)	福岡空港 ⇒ 松山空港	JAL3591	7:35	8:25	0円
つ	11月26日(土)	福岡空港 ⇒ 松山空港	JAL3593	10:20	11:10	0円
記号	復路搭乗日	区間	便名	出発時間	到着時間	基本便との差額
ス	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 福岡空港	JAL3594	14:15	15:10	0円
セ	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 福岡空港	JAL3990	15:20	16:15	0円
ソ	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 福岡空港	JAL3596	17:10	18:05	0円
タ	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 福岡空港	JAL3598	20:05	21:00	0円

**【区間：名古屋⇄松山】 基本パック代金：48,500円**

※基本便(往路：11/26ANA1821、復路：11/27ANA1828)+基本部屋タイプ1泊(ホテル奥道後(別館)、ツイン)利用の場合

※上記の基本便・基本部屋タイプ(ホテル奥道後別館)以外をご利用の場合、基本パック代金に下記の航空便差額代金と宿泊差額代金(25日から宿泊される場合は、25日宿泊代金)を加算してください。

記号	往路搭乗日	区間	便名	出発時間	到着時間	基本便との差額
て	11月25日(金)	中部国際空港 ⇒ 松山空港	ANA1825	11:50	13:00	0円
と	11月26日(土)	中部国際空港 ⇒ 松山空港	ANA1821	8:40	9:45	0円
記号	復路搭乗日	区間	便名	出発時間	到着時間	基本便との差額
テ	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 中部国際空港	ANA1826	16:45	17:45	0円
ト	11月27日(日)	松山空港 ⇒ 中部国際空港	ANA1828	20:00	21:00	0円

(※2011年6月1日現在の予定ダイヤです。最新のスケジュールは航空会社ホームページ等でご確認ください。)

**《基本パック利用ホテル部屋タイプとの宿泊差額代金：お一人様あたりの料金です》**

※航空+宿泊パックご利用で、基本ホテル以外(1泊)を利用される場合、各区間の基本パック代金に下記の宿泊差額代金を加算してください。(25日から宿泊される場合は、25日宿泊代金を加算してください。)

※25日の宿泊は1泊2食の代金となります。

ホテル名	お部屋タイプ	基本部屋タイプとの差額代金(お一人様あたり)	25日宿泊代金
ホテル奥道後(本館)	ツインルーム	+1,050円	+11,700円
	ツインルーム(シングルユース)	+5,250円	+15,900円
	ツインルーム(トリプル利用)	+1,050円	+11,700円
	デラックスツインルーム	+4,200円	+14,850円
	デラックスツインルーム(シングルユース)	+7,350円	+18,000円
	和洋室(4名定員) ※4名様でお申込下さい。	+1,050円	+11,700円
	和室(4名定員) ※4名様でお申込下さい。	+1,050円	+11,700円
ホテル奥道後(別館)	和室(6名定員) ※6名様でお申込下さい。	+1,050円	+11,700円
	ツインルーム	-	+10,650円
	ツインルーム(シングルユース)	+3,150円	+13,800円

**【料金の算出方法】 (料金算出の見本例)**

※11/25(金)JAL1467(羽田⇒松山)・ホテル奥道後(本館)ツイン2泊(25日~26日)・11/27(日)ANA596(松山⇒羽田)をご利用の場合

基本代金 46,540円	+	基本便との差額 +6,800円	+	基本部屋タイプとの差額 +1,050円	+	25日の宿泊代金 +11,700円	=	総ご旅行代金 <b>66,090円</b>
-----------------	---	--------------------	---	------------------------	---	----------------------	---	--------------------------

※上記金額に集会参加費を追加した金額がご旅行代金となります。

#### IV 懇親会のご案内

※分科会終了後に、着席形式による懇親会を行います。(先着600名)

※「参加-2」「参加-3」にお申込のお客は懇親会料金を含んでおります。

#### V 懇親会会場までの交通手段についてのご案内

☆11月26日(土)には、分科会会場より懇親会会場まで無料送迎バスを運行いたします。(予約制)

無料送迎バスのご利用を希望されるご参加者は、申込書の「送迎バス利用有無」欄に○印をお願い致します。(完全予約制の為、予約をされていない場合はご乗車できない場合もございます。予めご了承ください。)

#### VI 取消しについて

※お申し込み後、変更・取り消しが生じた場合には、お早めにJTB中国四国松山支店までご連絡ください。なお、変更・取り消しのご連絡につきましては、当初ご記入頂きました「申込書」へ変更・取り消しの内容を上書きしたものをFAX(089-934-6626)にてお送り願います。(お電話による変更・取消は一切受けられませんのでご了承ください。)

※変更・取消しに伴い、返金の必要が生じた場合には、取消料・振込み手数料を差し引いた金額を大会終了後、ご参加者ご指定の口座にお振込みにてご返金させていただきます。

申込後に変更及び取消が発生した場合、下記取消料が必要となりますのでご注意ください。

参 加 懇 親 会	申込締切日の9月30日(金)以降は100%の取消料が発生します。
--------------	----------------------------------

※ご宿泊(航空機セットプラン)の取消しに関しては下記の取消料がかかります。

### 旅行条件書(要約)

**お申込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込み下さい。**

●募集型企画旅行契約：株式会社JTB中国四国(広島市中区紙屋町2-1-22観光庁長官登録旅行業第1769号。以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●(1)所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申込み下さい。お申込金は旅行代金お支払いの原差引かさせていただきます。(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

●お申込金(お一人様)：旅行代金3万円未満：6000円、6万円未満：12000円、10万円未満：20000円、15万円未満：30000円、15万円以上：旅行代金の20%をお支払いいただきます。このお申込金は旅行代金お支払いの際、差し引かせていただきます。

●旅行代金に含まれるもの：旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス) 宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費などの諸費用及び個人的費用は含まれません。)

●国内旅行保険への加入について：ご旅行中、病災、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

●取消料：旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、右記の金額を取消料として申し受けます。(おひとり分)

●個人情報の取扱について：当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。(2)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報と土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乘される航空機名等に係る個人情報をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。また、参加者の利便性を図る為、当社の保有する個人情報を実行委員会事務局に提供致します。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

●特別補償：当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。  
・死亡補償金：1500万円・入葬見舞金：2~20万円・通院見舞金：1~5万円・旅行員損害補償金：お客様1名につき~15万円(ただし、補償対象者1個当たり10万円を限度とします)

●事故等のお申し出について：旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに同行の送迎員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、または、お申し込み店にご連絡下さい。

●旅行条件・旅行代金の基準：この旅行は2011年6月1日を基準として算出しています。又、旅行代金は2011年6月1日現在の有効な運賃・規程を基準として算出しています。

契約解除の日(旅行開始日の前日からさかのぼって)	取消料
1) 11日前にあたる日以前の解除	無料
2) 10日前にあたる日以降の解除(3~6を除く)	旅行代金の20%
3) 7日前にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5) 旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
6) 旅行開始後の解除またはム連絡不参加	旅行代金の100%

契約解除の日	取消料(お一人様)
1. 21日前にあたる日以前の解除	無料
2. 20日前~8日前までの解除	旅行代金の20%
3. 7日前~2日前までの解除	旅行代金の30%
4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5. 当日の解除(5を除く)	旅行代金の50%
6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

#### お問い合わせ・お申込は

(株)JTB中国四国松山支店

『第31回全国クレサラ・ヤミ金 被害者交流集会 in 愛媛』係

〒790-0003 愛媛県松山市三番町4-12-10 (営業時間/9:30~17:30 休業日/土・日・祝)

担当：松本(マツモト) / 仙波(センバ)

TEL: 089-943-3321 FAX: 089-934-6626

総合旅行業取扱管理者：北野 進

総合旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に關し、担当者からの説明が不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱責任者にお尋ねください。

**JTB** 旅行企画・実施  
**JTB中国四国**

観光庁長官登録第1769号 日本旅行業協会正会員  
広島市中区紙屋町2-1-22 〒730-0031

# 「2011年第31回全国クレスラ・ヤミ金 被害者交流集会 in 愛媛」参加・宿泊お申込書

(申込締切日：9月30日(金))

申込者または代表者 (この欄にご記入頂いた宛先にて、各種郵送物は発送させていただきます。)	(ふりがな)	年齢： 性別	歳 男 女
希望連絡先・郵送先	勤務先 自宅 (○印をおつけください)		
勤務先	都道府県		
所属施設・団体名			
上記勤務先住所	〒	TEL： FAX：	携帯： 携帯：
自宅その他住所	〒	TEL： FAX：	携帯： 携帯：

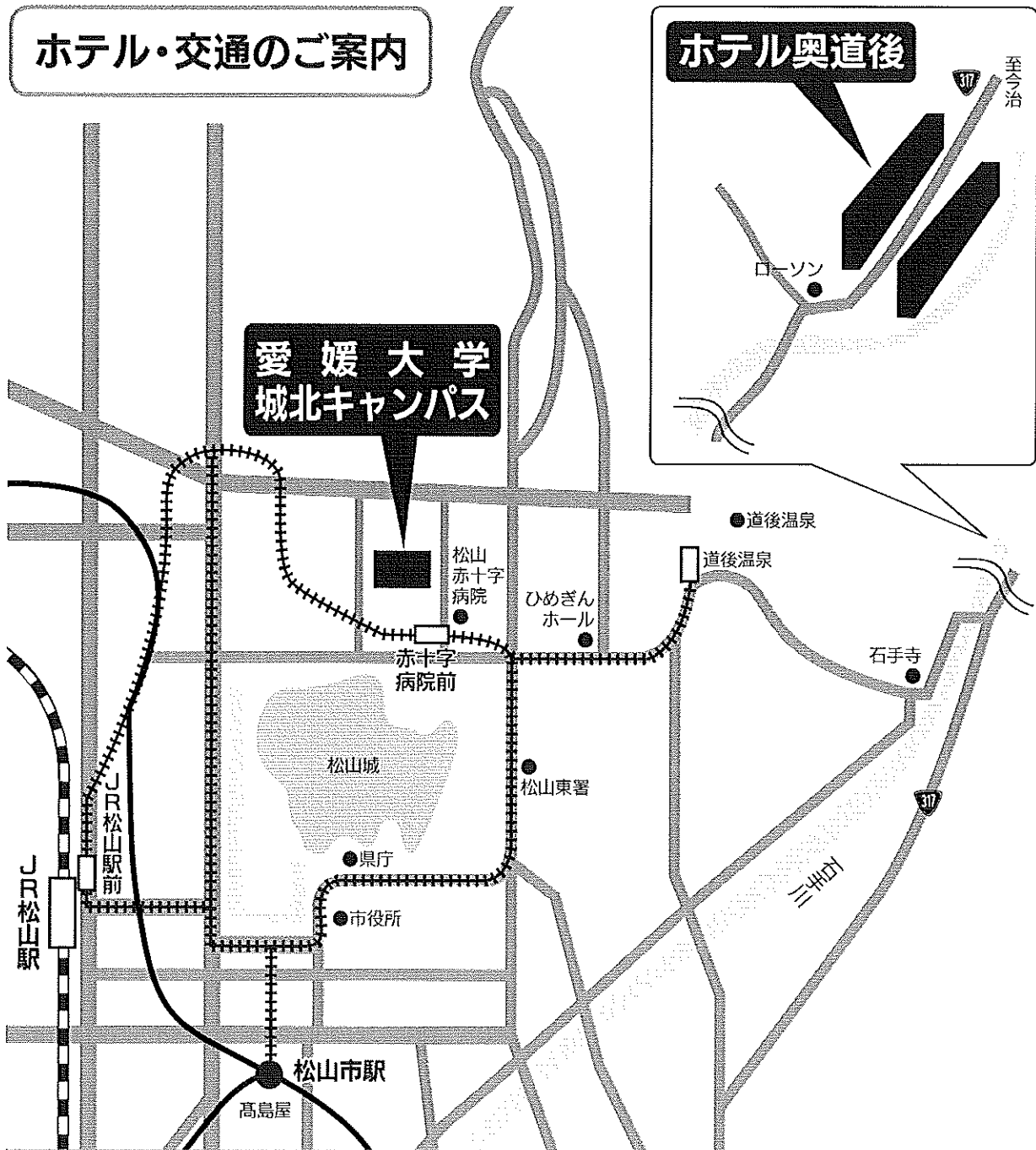
\* 郵送の場合、この用紙に記入後、コピーしてお送りください。  
(JTB記入欄)  
受付日：  
受付No. JTB中国四国松山支店 TEL 089-943-3321  
FAX 089-934-6626  
□お申込確かに承りました。ありがとうございます。

\* 変更・取消にともなう返金口座  
銀行 支店  
普通・当座 (○印) 口座番号  
口座名義

例	参加者氏名 (まつやま たろう) 松山太郎	所属団体名 区分 (松山○○会) (一般・弁・司)	性別 ○印 (男・女)	集会参加 (○印) 参加 1 2 3	分科会参加希望 数字でご記入ください。		11月26日ご宿泊		航空分 復路 往路	送迎バス利用者 (○印) 26日 愛媛大学→ ホテル興産後	同室 希望者	備考欄 ※追加宿泊日、お題タイプのご希望、 集合参加されないご家族の宿泊など
					前半 第一希望	後半 第二希望	第一希望	第二希望				
1		( ) (一般・弁・司)	男・女	参加 1 2 3	1	2 3 1	A	I	え	○		
2		( ) (一般・弁・司)	男・女	参加 1 2 3								
3		( ) (一般・弁・司)	男・女	参加 1 2 3								
4		( ) (一般・弁・司)	男・女	参加 1 2 3								
5		( ) (一般・弁・司)	男・女	参加 1 2 3								
6		( ) (一般・弁・司)	男・女	参加 1 2 3								

\* 郵送申込の場合、複写などにより控えを保管してください。6名以上の場合は、本用紙を複写してご利用下さい。  
\* 本申込書においてお伺いする住所・氏名などの個人情報、本集会運営上に必要な業務にのみ使用し、終了後に速やかに適切な処理を行います。

## ホテル・交通のご案内



### 【愛媛大学城北キャンパスへのアクセス】

松山空港からJR松山駅、松山市駅まで

伊予鉄バスをご利用の場合 JR松山駅まで：空港リムジンバス「JR松山駅前」下車（300円）  
松山市駅まで：空港リムジンバス「松山市駅」下車（400円）

### 【JR松山駅から】

伊予鉄道市内電車をご利用の場合 環状線（古町方面行き）「赤十字病院前」下車、  
北へ徒歩約2～5分（150円）

伊予鉄バスをご利用の場合 東西線「愛媛大学前」下車（150円）

### 【松山市駅から】

伊予鉄道市内電車をご利用の場合 環状線（大街道方面行き）「赤十字病院前」下車、  
北へ徒歩約2～5分（150円）

※一日目の分科会終了後、愛媛大学よりホテル奥道後への移動には、連絡バスをご用意しております。  
（無料、予約制）所要時間約20分